

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【公表番号】特表2018-505959(P2018-505959A)

【公表日】平成30年3月1日(2018.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-008

【出願番号】特願2017-529071(P2017-529071)

【国際特許分類】

C 2 3 C	26/00	(2006.01)
C 2 3 C	22/68	(2006.01)
C 0 9 D	5/08	(2006.01)
C 0 9 D	5/02	(2006.01)
C 0 9 D	175/04	(2006.01)
C 0 9 D	7/40	(2018.01)
C 2 3 C	2/26	(2006.01)

【F I】

C 2 3 C	26/00	A
C 2 3 C	22/68	
C 0 9 D	5/08	
C 0 9 D	5/02	
C 0 9 D	175/04	
C 0 9 D	7/12	
C 2 3 C	2/26	

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年5月22日(2019.5.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各組成の含有量が質量部で、
 水性脂肪族ポリウレタン樹脂が45～85部、
 ケイ酸、ケイ酸塩、コロイド二酸化ケイ素及び有機シランカップリング剤中の少なくとも一種が5～20部、
 カルボジイミド化合物乳液が3～15部、
 水溶性金属塩系化合物が金属元素の質量部で、1～5部、
 水溶性ジルコニウム系化合物が酸化ジルコニウムの質量部で、1～10部、
 水分散型ナノクレイが1～10部、
 含フッ素重合体系潤滑助剤が1～15部
 である溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板用表面処理剤。

【請求項2】

有機シランカップリング剤を含む、請求項1に記載の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板用表面処理剤。

【請求項3】

前記有機シランカップリング剤が、ビニル基系シランカップリング剤、エポキシ基系シランカップリング剤及びメルカプト基系シランカップリング剤中の少なくとも一種である

ことを特徴とする、請求項 2 に記載の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板用表面処理剤。

【請求項 4】

前記水溶性ジルコニウム系化合物が、炭酸ジルコニウムアンモニウムであることを特徴とする、請求項 1 に記載の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板用表面処理剤。

【請求項 5】

前記水分散型ナノクレイが、ナノモンモリロン石、ナノベントナイト及びポリリン酸塩変性ナノベントナイト中の少なくとも一種であることを特徴とする、請求項 1 に記載の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板用表面処理剤。

【請求項 6】

前記含フッ素重合体系潤滑助剤が、ポリテトラフルオロエチレンワックス及び/またはポリエチレンワックスとポリテトラフルオロエチレンとの混合物であることを特徴とする、請求項 1 に記載の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板用表面処理剤。

【請求項 7】

前記含フッ素重合体系潤滑助剤の平均粒子径が 0.1 ~ 2.0 μm であることを特徴とする、請求項 1 に記載の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板用表面処理剤。

【請求項 8】

表面に請求項 1 ~ 7 の何れか一項に記載の表面処理剤で塗布した複合塗膜を有する溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板。

【請求項 9】

前記複合塗膜の乾燥膜の厚さが 1 ~ 3 μm であることを特徴とする、請求項 8 に記載の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板。

【請求項 10】

溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板の少なくとも一つの表面に直接に表面処理剤を塗布し、80 ~ 180 ℃ で乾燥させて、表面に複合塗膜を有する溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板を得る工程を含むことを特徴とする、請求項 8 に記載の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板の製造方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

更に、本発明の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板用表面処理剤において、前記有機ケイ素系化合物は、有機シランカップリング剤であり、前記有機シランカップリング剤は、ビニル基系シランカップリング剤、エポキシ基系シランカップリング剤及びメルカプト基系シランカップリング剤中の少なくとも一種である。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

更に、本発明の溶融アルミニウム亜鉛めっき鋼板用表面処理剤において、前記含フッ素重合体系潤滑助剤はポリテトラフルオロエチレンワックス及び/またはポリフルオワックス (polyfluo wax) (商標) である。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0039

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0039】

【表1】

表1.

番号		実施例1	実施例2	実施例3	実施例4	実施例5	実施例6	実施例7	比較例1	比較例2	比較例3
水性脂肪族ポリウレタン樹脂(A)	種類*	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	質量部	75	65	70	67	70	60	65	65	70	75
有機ケイ素系化合物(B)	種類*	B1	B2	B3	B1	B2	B3	B2	B1	B2	B3
	質量部	10	13	11	9	8	10	15	15	13	11.5
炭化ジイミン化合物乳液(C)	種類*	C	C	C	C	C	C	-	C	C	
	質量部	4.0	3.5	4.0	10	4.0	8.0	5.0	-	3.0	4.0
水溶性金属塩系化合物(D)	種類*	D1	D1	D1	D1	D2	D2	D2	D1	D2	D1
	質量部(金属元素で)	2.0	3.0	1.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	3.0	3.0
水溶性ジルコニウム系化合物(E)	種類*	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
	質量部(酸化ジルコニウムで)	2.0	3.0	2.0	2.0	4.0	6.0	5.0	5.0	6.0	4.0
分散型ナノクレイ(F)	種類*	F1	F1	F1	F1	F2	F2	F3	F3	-	F3
	質量部	2.0	5.5	2.0	1.0	5.0	6.0	2.0	3.0	-	2.5
含フッ素重合体系潤滑助剤(G)	種類*	G1	G1	G1	G1	G2	G2	G2	G1	G2	-
	質量部	3.0	7.0	10	3.0	7.0	4.0	4.0	7.0	5.0	-

*注：Aは水性脂肪族ポリウレタン樹脂であり、B1はエチレントリメトキシシランであり、B2はエポキシプロポキシプロピルトリメトキシシランであり、B3は、アミノプロピルトリエトキシシランであり、Cは炭化ジイミン化合物乳液であり、D1は酸化バナジウムであり、D2はフルオロチタン酸アンモニウムであり、Eは炭酸ジルコニウムイミンであり、F1はポリリン酸塩変性ナノモンモリロン石であり、F2はナノベントナイトであり、F3はナノモンモリロン石であり、G1はポリテトラフルオロエチレンワックスであり、G2はポリフルオワックス (polyfluo wax) (商標)である。